

福崎町文化財保存活用地域計画（素案）の概要

（パブリックコメント用資料）

『福崎町文化財保存活用地域計画』とは

福崎町の豊かな歴史や文化を、まちの活力づくり、風格づくり、住みよいまちづくりに活かしていくための計画です。

■ 計画の期間

令和4年度※
（2022年度） ～ 令和10年度
（2028年度）

※令和4年度に、国（文化庁）に対して、文化財保護法に基づく計画としての認定を申請する予定です。

■ 計画の対象

福崎町内のすべての歴史文化遺産※

※「歴史文化遺産」とは、地域の歴史のなかで生まれ、受け継がれている歴史的・文化的・自然的な遺産をさします。
（法・条例による指定の有無や有形・無形の別は問いません）

■ 計画を進める主体

中心：町民等※、行政、専門家

連携：関係する団体・自治体、出身者、来訪者など

※「町民等」とは、次の人や団体をさします。
・福崎町に住む人（住民）と自治会等の地域組織
・福崎町に通勤・通学する人
・福崎町内企業・大学
・福崎町を舞台に活動・交流する人や団体

福崎町の歴史文化※の特徴

※「歴史文化」とは、歴史文化遺産と周囲の自然環境や景観、支える人々の活動などが一体となった環境をさします。

歴史文化は、さまざまな要素の「つながり」のなかで作りだされ、育まれるものです。
福崎町では、「人のつながり」、「自然とのつながり」、「神仏とのつながり」、「他地域とのつながり」により、福崎町固有の歴史文化が作りだされています。



歴史文化 ものがたり

福崎町の歴史文化の特徴を知り・学び、伝え・活かすためのまとめ

- 学問・芸術文化のふるさと
- ため池・疎水と生業
- 人・物・情報の十字路
- 郷土の暮らし
- 祭りと信仰
- 播磨のなかのふくさき

歴史文化ものがたりを使いながら、歴史文化遺産の保存・活用を推進

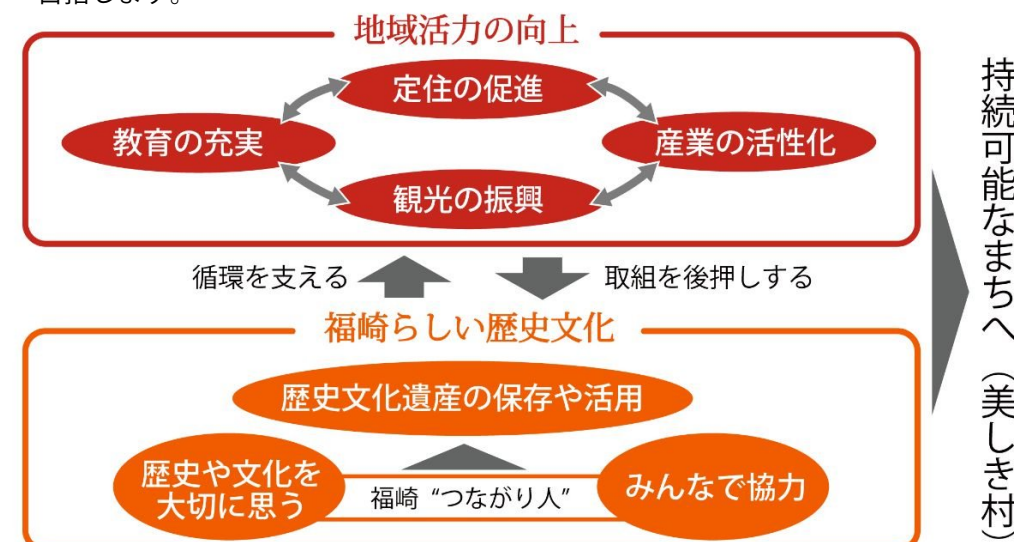
歴史文化遺産の保存・活用の目標

目標 “美しき村” を目指した歴史文化まちづくり

「福崎“つながり人”※」一人ひとりが福崎町の歴史や文化を大切に思い、みんなで協力して、歴史文化遺産の保存や活用に取り組むことで福崎らしい歴史文化を育みます。

この福崎らしい歴史文化を、関係分野と連携しながら「定住の促進」、「教育の充実」、「産業の活性化」、「観光の振興」に活かし、それらの循環を支えることで地域の活力を高めます。また、一方では、その地域の活力を原動力として、歴史文化遺産のさらなる保存・活用の取組を展開することで、福崎らしい歴史文化により一層磨きをかけていきます。

このように、「福崎らしい歴史文化の育成」と「地域活力の向上」の循環（歴史文化まちづくり）を通じて、持続可能なまち（美しき村）※をつくり上げていくことを目指します。



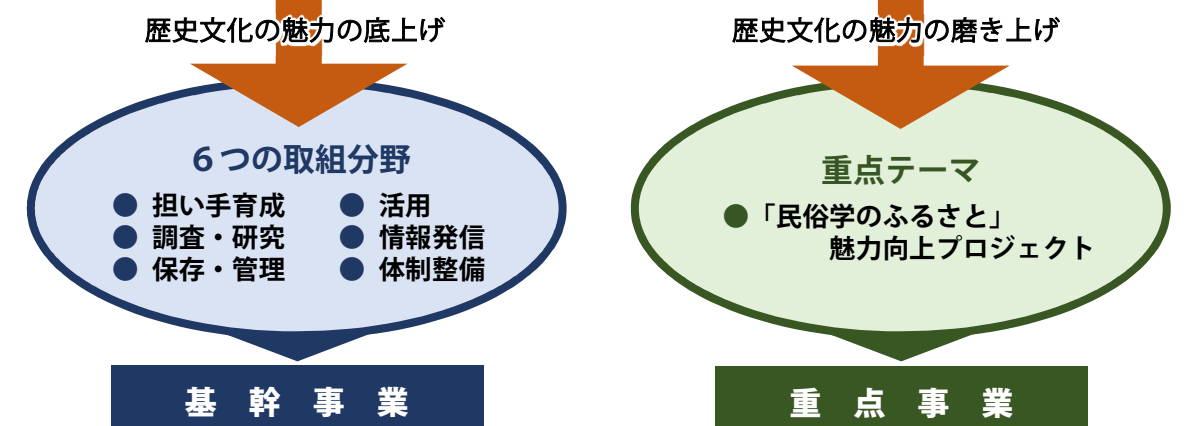
※「福崎つながり人」とは、『福崎町第5次総合計画』で用いている言葉で、「福崎町に住む人、通勤・通学する人、町を舞台に活動・交流する人、町出身者や関係者、来訪者など、福崎町を想う全ての人々」をさします。

※「美しき村」とは、柳田國男が著書『豆の葉と太陽』で用いた言葉です。住む人の一人ひとりが、自然との結び合わせや古くからの人々の営みのなかで受け継がれてきたものを大切にする心をもち、村全体が同じ方向を向いる村が「良い村」であり、そのような村がおのずと「美しき村」になっていくのだということを表現されています。本計画では、柳田のいう「美しき村」は、現代の「持続可能なまち」につながる概念であるとし、歴史文化遺産の保存・活用を手掛かりに、「美しき村」（持続可能なまち）を目指すことを目標としています。

基本方針

- 1 「こころ豊かなひとづくり」に取り組みます
- 2 「自立（律）のまちづくり」を進めます
- 3 「福崎“つながり人”」が連携・協働します
- 4 歴史文化がつくる「福崎らしさ」を活かします
- 5 「地域間交流」により歴史文化遺産の魅力を高めます

目標を実現するための取組



基幹事業（1／2）

【取組主体】◎：中心となって取り組む ○：協力して取り組む		【計画期間】前期：～2年（R4～5年度） 中期：3～5年（R6～8年度） 後期：6～7年（R9～10年度）		【財源】国費：国の各種補助金 県費：県の各種補助金		町費：町の単費 団体費：団体の活動費						
	措置											
	事業名 ※網掛けは新規事業	事業内容	取組主体		計画期間		財源					
			町民等	専門家	行政 社会教育課 その他関係課	前期	中期	後期	国費	県費	町費	団体費
に思い、 える人の	1 歴史文化を気軽に学べる場づくり	出張り文書剥かし・整理や発掘体験、歴史文化ものがたりを活かした歴史ウォーク、初心者向け歴史文化学習講座などの実施。	○	○	◎	○			○		○	
	2 歴史文化を気軽に学べるツールづくり	身近な小学校区を単位とした歴史文化読本や漫画、絵本、カルタなど、親しみやすく、楽しみながら歴史文化を学べるツールの作成。	◎	◎	◎	○			○		○	
	3 出前講座等の講師派遣	「福岡まちづくり出前講座」や「まちの先生」の各制度を活用した歴史文化分野における講師派遣。	○	○	◎	◎					○	○
	4 地域交流広場事業	ふるさと発見ウォークや昔の遊び体験、茶道教室など、歴史文化をテーマとした地域交流広場事業の推進。	◎		○	○				○	○	
	5 公民館クラブ活動事業	趣味の活動から歴史文化への興味・関心につなげるための関連する歴史文化遺産や偉人などを学ぶ機会の創出や、さらなる活動の展開や交流のための成果発表会等の開催。	◎		◎	○					○	○
	6 顕彰事業	「山形県」「柳田國男ふるさと賞」「柳田國男模範」「吉澤雅夫科学賞」の実施など、福岡ゆかりの偉人やその功績を顕彰する取組の実施。	○	○	◎	○					○	
の次世 みず	7 学校教育における歴史文化カリキュラムの検討	各科目と連携した小中一貫の歴史文化カリキュラムなど、学校教育において福岡町の歴史文化を継続的に学ぶことができるカリキュラムの作成・運用の検討。		○	○	◎					○	
	8 小中学生等による歴史文化研究・芸術活動の推進	「柳田國男ふるさと賞」や歴史文化をテーマとした絵画展の開催などを通じた、小中学生等による歴史文化に係る研究・芸術活動の推進。	○		◎	◎					○	
	9 本物に触れられる歴史文化学習	「ふくさき歴史体験家」や学校教育での出土遺物貸出や校外学習等、本物の歴史文化遺産等に触れながら学べる機会の提供。			◎	◎			○		○	
	10 伝統文化継承事業	祭りの太鼓や舞等の技術など、受け継がれる伝統の技・知識・知恵を伝える取組の推進。	◎		○	○			○	○	○	
	11 子ども観光ガイド育成事業	学校教育と連携した小学生・中学生・高校生等による観光ガイドの育成。	◎	○	◎	◎			○	○	○	
・活用 に り 組 め る み ず	12 歴史文化の専門的人材の育成	学習講座等を通じて、古文書を解説できる人材、かたりべとなる人材、歴史文化について解説できる人材など、歴史文化に関する知識や技術をもつ専門的人材の育成。	○	○	◎	◎			○	○	○	
	13 教育者の育成	小中学校教員が福岡町の歴史文化に対する理解と知識を深めることができる研修会・勉強会等の実施。		○	◎	◎			○	○	○	
	14 民間活動団体の組織・育成	歴史文化に係るさまざまな分野の民間の活動団体の組織・育成。	◎		○	○					○	○
着実な把握 と追跡調査	15 歴史的建築物の基礎調査	古民家や寺社建築などの歴史的建築物の把握調査（一次調査）の実施。	○	◎	◎	○				○	○	
	16 美術工芸品調査	自治会や寺社等が所有する古文書や絵画、彫刻などの美術工芸品の把握調査（一次調査）の実施。	○		◎				○	○	○	
	17 民俗文化調査	各自治会の祭り・行事の実施状況の定期的な調査、家の年中行事や民間話話などの調査等の実施。	◎	○	◎	○			○	○	○	
	18 歴史民俗資料館収蔵品の整理	歴史民俗資料館に収蔵する民具の来歴調査・整理や、資料のリスト化・データ化等の実施。			◎					○	○	
	19 地域の歴史文化遺産把握調査	各自治会や小中学生、出身者等が大切に思う歴史文化遺産の把握調査の実施。	◎		◎	○					○	
た歴史文 査及び歴 進 し み ず	20 古文書調査	町民や専門家との協働による区有文書や寺社文書、三木家末調査資料等の把握調査及び整理の実施。	◎	◎	◎					○	○	
	21 地域史誌の編纂	自治会等による歴史文化や歴史文化遺産の調査・研究を通じた地域史誌の編纂の推進。	◎		○	○					○	○
	22 未指定の歴史文化遺産の詳細調査	把握した歴史文化遺産の価値を明らかにするための詳細調査や、文化財指定等の可能性があるものの学術調査の実施。	○	◎	◎	○					○	
・活用 に り 組 め る み ず	23 指定等文化財の学術調査	指定等文化財のさらなる価値の解明に向けた指定等文化財や関連する歴史文化遺産の学術調査の実施。	○	◎	◎					○	○	
	24 福岡町の歴史文化総合調査研究	福岡町の歴史文化の価値や魅力に関する調査・研究の実施。	○	◎	◎	○					○	
指定・登 録	25 文化財指定・登録等	登録文化財の提案制度を活用した文化財指定・登録等の推進を通じた、現状変更の許可制・届出制による価値の保存。	○	○	◎						○	
	26 関連制度に基づく指定等	景観や自然環境などの関連制度に基づく指定等の推進による価値の保存。	○	○	○	◎					○	
適切に保 存	27 歴史文化遺産の保存・修理	歴史文化遺産データベースに掲載する歴史文化遺産で、老朽化や破損などがみられるものの保存・修理の実施。	◎	○	◎	○				○	○	○
	28 絵馬の保存・修理等の方策の検討	絵馬の保存・修理や適切な管理のための方策の検討。	○	◎	◎						○	
	29 歴史文化遺産の保管・収蔵施設の充実	既存の建築物を利用した美術工芸品等の保管・収蔵施設の整備、史料の保存・収蔵設備の充実等の検討。		○	◎						○	
	30 民俗文化の保存・継承	保存会等を中心とした祭り・行事等の伝統の技の保存・継承等の取組や映像記録等の継続的な記録作成。	◎	○	◎	◎			○	○	○	
	31 歴史文化遺産の日常的な維持・管理	境内清掃や古墳の草刈り等の維持・管理や文化財協力員等による見回り等の実施。	◎		◎						○	○
	32 指定等文化財の保存活用計画の作成	指定等文化財で必要なもの（公開・活用を行うもの等）について、適切な保存・管理（材料確保の方策や防災・防犯対策等を含む）のもとに活用を行うための個別計画の作成。		◎	◎						○	
防災・防 強化しま	33 歴史文化遺産防災・防火訓練の実施	歴史文化遺産の防災・防火の意識醸成や体制強化のための定期的な防災・防火訓練の実施。	◎		◎	◎					○	
	34 美術工芸品の記録作成	災害等に備えた美術工芸品の写真撮影等の記録作成。	◎		◎				○	○	○	
	35 歴史文化遺産の防災・防火・防犯設備の整備	指定等文化財を中心とした防災・防火・防犯設備の設置の推進。	◎		◎	◎				○	○	
	36 (仮称)福岡町歴史文化遺産災害対応マニュアルの作成	歴史文化遺産の防災・防火の知恵の調査・整理や防災・防火・防犯意識の醸成・予防から応急対応、復旧・復興に至る災害対応マニュアルの作成。	○		◎	◎				○	○	

基幹事業（2／2）

【取組主体】◎：中心となって取り組む ○：協力して取り組む	【計画期間】前期：～2年（R4～5年度） 中期：3～5年（R6～8年度） 後期：6～7年（R9～10年度） ■：主要な取組期間	【財源】国費：国の各種補助金 県費：県の各種補助金 町費：町の単費 団体費：団体の活動費
----------------------------------	--	---

取組分野	課題	必要な取組	方針	措置																	
				事業名 ※網掛けは新規事業	事業内容	取組主体				計画期間			財源								
						町民等	専門家	行政 社会 教育課	その他 関係課	前期	中期	後期	国費	県費	町費	団体費					
活用	・観光振興を主とした活用や整備が、必ずしも歴史文化の正しい理解につながっていない。 ・今後、空き家となる歴史的建築物の増加が予想され、それらの活用が課題である。 ・他都市との連携が十分でない。	・歴史文化の正しい理解につながる活用の推進 ・これまで十分に光があたっていなかった歴史文化の活用 ・空き家となる歴史的建築物の活用促進 ・日本遺産の活用など、広域連携によるより魅力的な活用の取組	方針（４） 歴史文化遺産を地域づくりの多様な取組に活かします	（４）-① 歴史文化の正しい理解のもと、歴史文化遺産を観光振興・産業振興に活かします	37	歴史文化を活かした観光振興方策の検討・実践	これまで開発・整備されてきた商品や施設を歴史文化の正しい理解へとつなげるための活用方策や新たな観光振興方策等の検討を通じた、計画的かつ効果的な取組の実施。	○	○	○	◎				○	○	○				
					38	新たな商品開発・特産品づくり	町民・企業・学生などからの提案やコラボレーションなどを通じた、もち麦をはじめとした多様な歴史文化を活かした新たな商品開発・特産品づくりの取組の推進。	◎	○	○	◎					○	○				
					39	歴史文化を活かしたイベントの開催	楽しみながら歴史文化遺産に楽しみながら触れあい、学ぶことができるイベントや、鉄道・バス事業者や旅行社などと連携した福岡の歴史文化の魅力を体感できる観光イベントなどの開催。	○	○	◎	◎				○	○	○	○			
					40	歴史的建築物の活用	登録有形文化財や、歴史文化遺産データベースに掲載する歴史的建築物で空き家となるものの、地域振興に資する施設等としての再生・活用。	◎	○	○	◎				○	○	○	○			
					41	日本遺産活用推進事業	日本遺産「播磨貫く、銀の馬車道 鉦石の道」の活用事業の展開。	○	○	○	◎				○	○	○	○			
					42	広域連携による活用事業の展開	広域に關係する歴史文化遺産や歴史文化ものがたりについて、関係市町村等と連携した活用事業の展開。	○	○	○	◎						○				
	・まちづくりや教育、福祉などの他分野との連携に乏しい。	・観光、産業、まちづくり、教育、福祉などの幅広い分野への活用 ・自治会の主体的な活用の取組による歴史文化豊かな生活環境づくり	（４）-② 歴史文化遺産を豊かな生活環境づくりに活かします	歴史文化遺産を豊かな生活環境づくりに活かします	43	地域の歴史文化遺産マップづくり	自治会などによる、歴史文化ものがたりを活かした身近な歴史文化遺産の再確認や町民の誇り・愛着の醸成、町外への魅力発信などのための歴史文化遺産マップの作成。	◎		◎	◎				○	○	○	○			
					44	住民企画事業の推進	歴史文化ものがたりや歴史文化遺産を身近な生活環境づくりに活かすための町民等からの提案型の事業（住民企画事業）の推進。	◎		○	○					○	○				
					45	自治会や小学校校区ごとの重点テーマの検討・実践	自治会や小学校校区を単位とした重点的に取り組むテーマ等の検討・実践。	◎		○							○				
	・案内・解説や交通アクセス等の活用のための整備が十分でない。 ・周辺の景観・環境の整備や歴史文化遺産の相互関係の活用が十分でない。	・さまざまな活用を見据えた整備や周辺を含めた魅力的な景観・環境づくり ・交通ネットワークの整備等を通じた、関連する歴史文化遺産や拠点施設等をつないだ効果的な活用	（４）-③ 歴史文化遺産を活かすための環境を整えます	歴史文化遺産を活かすための環境を整えます	46	歴史文化遺産の活用のための整備	さまざまな活用方法（観光、教育、日常利用など）や活用主体（子ども、高齢者、外国人、障がい者など）を想定した上で、歴史的建築物の活用のための整備、遊歩道や解説・案内板、便益施設等の整備などの推進。	◎	○	◎	◎				○	○	○				
					47	歴史文化遺産の周辺景観・環境の整備	歴史文化遺産の魅力の維持・向上等のための、周辺の景観形成や環境保全の取組の実施。	◎	○	○	◎					○	○				
					48	観光・周遊ルートの設定・整備	歴史文化ものがたりに關係する歴史文化遺産を巡るルートの設定・整備。		○	○	◎				○	○	○				
49					観光・周遊のための交通体系の充実	歴史文化遺産を巡るためのレンタサイクルやサルビア号の活用促進と、交通ネットワークの充実。	○		○	◎						○					
情報発信	・主体やニーズに応じた戦略的な情報発信ができていない。（共通） ・子どもへの分かりやすい情報発信に欠ける。	・町ホームページによる分かりやすい情報の発信や広報連載記事の再編・発信、最新の調査成果の地域への還元など、町民等が歴史文化に対する興味・関心を高める機会の提供 ・子どもが自ら調べ、学ぶことができる情報の提供	方針（５） 価値を正しく理解・共有し、魅力を広く発信します	（５）-① 町民等が歴史文化を身近に感じられる継続的・定期的な情報発信を行います	50	広報誌等による歴史文化情報の発信	『広報ふくさぎ』（福岡町）、『福岡町文化』（福岡町文化センター）、『うぶすな』『山川界隈』『記念館新聞』（柳田國男・松岡家記念館）による継続的・定期的な歴史文化情報の発信。		○	◎	◎						○				
					51	説明会・講演会・シンポジウム等の開催	発掘調査説明会や歴史文化に関する講演会、シンポジウム等の開催を通じた、最新の調査・研究成果の地域への還元。			◎	◎				○	○	○				
					52	子ども向けの情報発信	『ふくさぎ再発見シリーズ』などの学習資料の作成・配信や、子ども向けホームページの開設などの実施。				◎					○		○			
	・主体やニーズに応じた戦略的な情報発信ができていない。（共通） ・町のホームページの歴史文化情報の構成が分かり難い。	・観光集客と保存・活用を支援するファン層の獲得のための魅力的な情報の発信 ・情報の相互リンクなど、効果的な情報発信体制の構築		（５）-② 福岡町の歴史文化の認知度を高め、福岡応援民を獲得・拡大するための魅力的な情報発信を行います	53	観光協会ホームページでの情報発信	福岡町観光協会ホームページにおける、歴史文化ものがたりなどを活かした魅力的な歴史文化情報の発信。			○	◎						○				
					54	ペイドメディアを活用した情報発信	マス４媒体（新聞、雑誌、テレビ、ラジオ）などのペイドメディアを活用した認知度を上げるための歴史文化情報の発信。			◎	◎				○		○				
					55	多様な媒体・主体を活用した情報発信	SNSや口コミサイト、メールマガジンなどの多様な媒体の活用を通じた、民間企業・団体やインフルエンサーなどと連携した効果的な情報発信。	◎		○	○						○	○			
	・主体やニーズに応じた戦略的な情報発信ができていない。（共通） ・町のホームページの歴史文化情報の構成が分かり難い。	・観光客の観光支援やより詳しい情報へのニーズに対応したさまざまな媒体による歴史文化情報の発信		（５）-③ 福岡町の歴史文化の理解を深めるための情報発信を行います	56	資料館・記念館等の情報発信機能の強化と展示方法等の検討	歴史民俗資料館の展示方法・展示内容の検討、柳田國男・松岡家記念館のリニューアル改修等の実施。	○	○	◎	○					○	○	○			
					57	町ホームページ等による歴史文化情報の再編・発信	町ホームページの歴史文化情報の体系的な整理・再構成と、これまでの広報に連載してきた記事の再編・発信。				◎					○		○			
					58	解説リーフレットやマップ等の作成	歴史文化遺産の解説や観光・周遊マップ、歴史文化遺産の分布図などのリーフレットの作成・発行。	○			◎	◎				○	○	○			
					59	観光アプリの充実	歴史文化ものがたりを巡るルートの追加など、観光アプリの歴史文化情報の充実。			○	◎					○		○			
60			特別展・企画展の開催		三木家住宅などの歴史的な建造物や、歴史民俗資料館などの文化・観光施設等での特別展・企画展の継続的・定期的な開催。	○	○	◎	○							○	○				
体制整備	・庁内の十分な連携が図れていない。	・庁内の連携体制の整備と町民等に対する適切な助言・指導を行える体制の整備	方針（６） 各取組分野の取組を効果的に展開できる体制を整えます	（６）-① 庁内の歴史文化まちづくりに係る体制を強化します	61	庁内連携体制の整備	歴史文化に詳しい職員や職員の育成などの歴史文化遺産の保存・活用体制の充実、並びに関係各課や関係施設間の連携体制の整備。			◎	◎						○				
					62	取組に対する助言・指導体制の整備	町民等が気軽に相談できる相談窓口の設置と、必要に応じて専門家を派遣して助言・指導を行える体制の整備。				◎							○			
	・主体間の十分な連携が図れず、保存会や文化観光まちづくり協議会などの活動も限定的である。	・さまざまな主体が交流・連携しながら、調査・研究や保存・活用を効果的に推進できる体制の整備 ・文化観光まちづくり協議会を中心とした保存・活用の体制の整備 ・福岡町の地の利を活かした企業や大学などとのより一層の連携体制の整備		（６）-② さまざまな主体がそれぞれの役割を認識し、相互に連携して取り組める体制を整えます	63	情報共有・交換の場づくりの検討	町民等をはじめとしたさまざまな主体が連携するための情報共有・交換の場の設置に向けた検討。	◎	◎	◎								○			
					64	調査・研究体制の構築	町や各自治会、文化財協力員、小中学校教員、専門家等が連携して、継続的な調査・研究ができる体制の整備。	◎	◎	◎								○			
					65	文化観光まちづくり協議会を中心とした保存・活用の取組	文化観光まちづくり協議会を中心として、さまざまな主体が連携して保存・活用に取り組める体制整備。	◎	◎	◎	◎								○	○	
					66	（仮称）歴史文化遺産パートナー制度の検討	企業や大学、民間活動団体等による歴史文化遺産の保存・活用への協力・支援を促進するための「（仮称）歴史文化遺産パートナー制度」の創設の検討。	◎	◎	◎	◎								○		
					67	「福岡応援民」と連携した取組の推進	福岡町に通勤・通学する人、町を舞台に活動・交流する人、町出身者や関係者、来訪者などの「福岡応援民」と連携した情報発信や保存・活用の取組の推進。	◎	◎	◎	◎									○	
					68	歴史文化遺産データベースの構築・運用	歴史文化遺産データベースの町ホームページでの公開と、町民等からの情報収集による継続的な更新。	○		◎										○	
					69	「（仮称）ふくさぎ遺産」認定制度の創設・運用	指定等を受けていない歴史文化遺産のうち、町民等が大切に思うものなどを認定して、その保存・活用の取組を支援する制度の創設・運用。	○	○	◎										○	
	・これまでは指定等文化財を主な対象としてきたため、指定等を受けていない歴史文化遺産への支援が十分に行き届いていない。	・歴史文化遺産データベースや保存・活用のための新たな制度の創設、資料や情報の管理・活用や専門的な人材の活用の仕組みづくりなど、各主体の自発的な取組を促進できる体制の整備 ・新たな観光支援・受け入れ体制の検討・構築		（６）-① 歴史文化遺産を適切に守り、育み、活かす取組を支える仕組みを整えます	70	歴史文化遺産の保存・活用の取組に対する助成	町民等の保存・活用の取組に対する助成。				◎	◎					○	○	○		
					71	資料データベース作成と活用方策の検討	町の所有・保管する資料等の公開活用に向けた資料データベースの作成や公開活用方策の検討。			○	◎									○	
					72	歴史文化情報の発信状況の一元化管理	各施設で発信する歴史文化情報の調整・整合と、案内資料・マップの連携した配布・発信体制の整備。				◎	◎								○	
					73	財源確保の仕組みづくり	ふるさと納税の活用や基金創設など、歴史文化遺産を保存・活用するための財源確保の仕組みの検討・構築。		○	◎	○									○	
					74	観光受け入れ体制の検討・構築	ガイド体制の整備、多言語対応など、多様な観光客の受け入れ体制の検討・構築。	◎	○	◎	◎						○	○	○		
					75	歴史文化人材バンクの創設に向けた検討	専門知識・技術をもつ人材を調査・研究や保存・活用の取組に活用するための人材バンクの創設の検討。	◎	◎	◎	○										○

重点事業

福崎町の歴史文化の特徴に磨きをかけて、福崎らしい歴史文化を育み、活かすための事業（重点事業）の一連のまとまりを「重点プロジェクト」に設定

- 福崎町の歴史文化の特徴を育み、活かすための視点をもとに設定した「5つの基本方針」に即することが求められます。

- 『福崎町第5次総合計画』では、「民俗学のふるさとづくり」の推進、ふるさと学習の継続、観光スポットを繋ぐルート整備などが、実施する取組としてあげられています。また、辻川界隈を「歴史文化資源の保全・活用核」と位置付けています。

- 自治会長や企業へのアンケート調査では、「大切に思う歴史文化遺産」として、秋祭り・屋台などの民俗文化や、柳田國男に関連する歴史文化遺産が多数あげられました。

・学校教育や自治会等の各主体と連携しながら、「民俗学のふるさと」づくりを町全域で展開し、辻川界隈を中心に各地域がつながる魅力的なまちづくりに結び付けることが求められます。

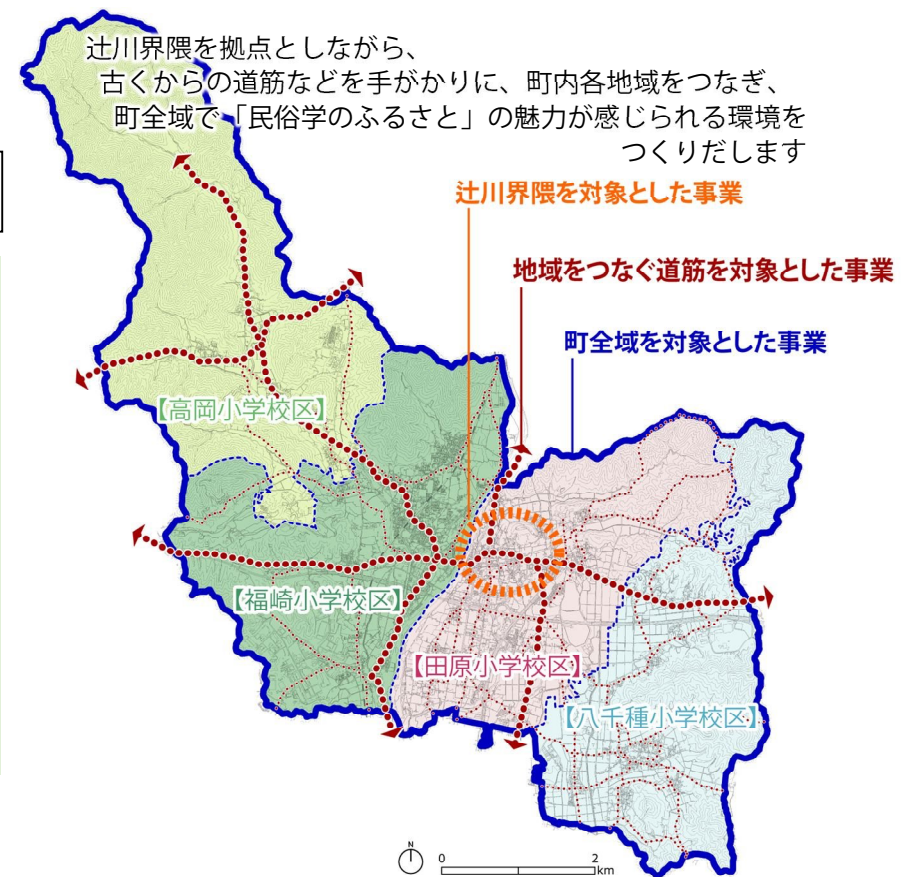
・多くの町民等が大切に思う民俗文化や柳田國男に関連する歴史文化遺産を対象にすることで、事業効果や歴史文化に対する興味・関心の向上につなげることが求められます。

令和4～10年度の重点プロジェクト

「民俗学のふるさと」魅力向上プロジェクト

【方針1】
「民俗学」を身近に感じられる環境を作り出します

【方針2】
「民俗学のふるさと」の魅力をまちづくりや観光に活かします



重点事業

重点 プロジェクト	課題	必要な取組	方針	対象	措置															
					事業名 ※網掛けは新規事業		事業内容	対応する 基幹事業	取組主体				計画期間			財源				
									町民等	専門家	行政 社会 教育課	行政 その他 関係課	前 期	中 期	後 期	国 費	県 費	町 費	団体 費	
「民俗学 のふるさと」 魅力向上 プロジェクト	・「民俗学のふるさと」をキャッチフレーズとして、各種まちづくりに取り組んできたが、「民俗学」とは何か、「民俗学のふるさと」の魅力は何か、どのように活かせば良いか、が十分に理解・共有されていない。 ・「民俗学のふるさと」としての魅力向上・活用の取組の地域や内容が、限定的である。	・身近な民俗文化から、「民俗学」を体験しながら学び、理解を深める。	方針1 「民俗学」を身近に感じられる環境をつくり出します	町全域	1-1	『故郷七十年』等の活用事業	『故郷七十年』や柳田國男の著書、『福崎町史』（千葉徳爾執筆箇所等）などを読む会の開催、『故郷七十年』の注釈書や小学生向けコンテンツの作成などの推進。	1,2	◎	◎	◎	○				○		○		
				町全域	1-2	民俗文化に触れるフィールドワーク	屋台巡行マップづくり、郷土料理・行事食の調査・食べ比べ、鳥居・狛犬比較会など、民俗文化に係る調査や地域間での比較などを町民等と一緒に実施。	1,17	○	○	◎	○						○		
				町全域	1-3	小中学校と連携した民俗文化調査	学校教育との連携のもと、年中行事や民間語話、みちに関わる歴史文化遺産など、民俗文化の過去から現在に至る時系列的な調査・研究の推進。	8,17	◎	○	◎	◎					○	○	○	
				町全域	1-4	民俗文化の記録等の作成	小中学校と連携した民俗文化調査の成果をとりまとめた報告書やパンフレット等の作成。	30	◎	○	◎	◎					○	○	○	
				辻川界隈 町全域	1-5	「民俗学のふるさと」に係る企画展等の開催	調査・研究成果の展示・報告などの定期的な開催。	60	○	○	◎	○						○	○	
				町全域	1-6	地域における周遊ルートの検討・マップづくり	小学校区や自治会の区域における民俗文化をテーマとした関連する歴史文化遺産を巡る周遊ルートの検討や周遊マップづくりの実施。	43,48	◎	○	◎	◎					○	○	○	○
		・「民俗学のふるさと」の魅力向上を図るとともに、計画的にまちづくりや観光に活かしながら、民俗文化を守り、伝える。	方針2 「民俗学のふるさと」の魅力をまちづくりや観光に活かします	辻川界隈 町全域	1-7 2-1	柳田國男・松岡家記念館のリニューアル等	柳田國男・松岡家記念館の改修等を通じた、福崎町における民俗文化の保存・活用の拠点機能の強化。	56	○	○	◎	○					○	○	○	
				辻川界隈	2-2	歴史民俗資料館の保管・収蔵・展示機能の充実	民具などの保管・収蔵設備の充実と、展示方法・展示内容の検討による展示機能の充実。	29,46,56	◎	○	◎	○					○	○	○	
				辻川界隈	2-3	三木家住宅の保存・修理・活用・整備	各棟の修理や土塀補修、厩の復元等と、福崎町における民俗文化の保存・活用の一拠点としての活用に向けた必要な整備。	27,46	○	○	◎	○					○	○	○	○
				辻川界隈	2-4	柳田國男生家の保存・修理・活用・整備	茅葺（藁葺）屋根の置き替え等の保存・修理と、福崎町における民俗文化の保存・活用の一拠点としての活用に向けた必要な整備。	27,46	◎	○	◎	○					○	○	○	
				辻川界隈	2-5	歴史的建造物の活用に向けた整備	辻川界隈の歴史的建築物のうち、可能なものについてのまちづくりや周遊観光の拠点としての整備の推進。	40	◎	○	○	◎					○	○	○	○
				町全域	2-6	観光ガイドや語りべの育成・活用	観光ガイドや語りべの育成を通じた、観光受け入れ体制の整備。	12,74	◎	○	◎	◎					○	○	○	
				辻川界隈 町全域	2-7	文化観光まちづくり協議会を中心とした観光振興方策の検討・実践	辻川界隈を中心に、町内外の各地域と連携した観光振興のあり方や、柳田國男・松岡家記念館、歴史民俗資料館、三木家住宅等の各施設の役割分担のあり方等の検討・実践。	37,65	◎	◎	◎	◎					○	○	○	○
				町全域	2-8	小学校区や自治会単位での重点的な取組の検討・実践	民俗文化を中心とした関連する歴史文化遺産の整理のもと、取組対象や内容の検討・実践。	45	◎			○								○
道筋	2-9	観光・周遊ルートの設定・整備	古くからの道筋を中心に、そこに伝わる民間語話などを手掛かりとした各地域をつなぐ周遊ルートの検討・設定と道筋の景観づくり等の推進。	48				○	◎					○	○	○				
道筋	2-10	周遊案内機能の充実	「民俗学のふるさと」に関連する歴史文化遺産の案内板・解説板の整備や観光アプリの充実（音声ガイドの搭載など）。	46,58,59	◎	○	◎	◎						○	○	○				
道筋	2-11	観光・周遊のための交通体系の充実	歴史文化遺産を巡るためのレンタサイクルやサルビア号の活用など、観光・周遊の推進のための交通ネットワークの充実。	49	○			○	◎								○			
町全域	2-12	民間企業等と連携した民俗文化の保存・活用	町内企業等による（仮称）歴史文化遺産パートナー制度の活用や旅行業者等と連携した祭り・行事等の公開・活用などの検討・推進。	39,66,67	◎			◎	◎								○	○		

【取組主体】◎：中心となって取り組む
○：協力して取り組む

【計画期間】前期：～2年（R4～5年度）
中期：3～5年（R6～8年度）
後期：6～7年（R9～10年度）

【財源】国費：国の各種補助金
町費：町の単費
県費：県の各種補助金
団体費：団体の活動費